

令和 8 年 6 月 10 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

LNG 基地の第三者利用に係る当事者間の交渉において問題となる行為に関する「適正なガス取引についての指針」改定の建議について

LNG 基地の第三者利用に係る当事者間の交渉において、ガス製造事業者による説明が不十分だったことにより、基地の利用希望者が不当に交渉上困難な立場に置かれる事例が判明したため、当委員会は、当該ガス製造事業者に対し、誠実に対応するよう指導を実施しました。

こうした事例に鑑みて、「適正なガス取引についての指針」の改定を行うことについて、経済産業大臣に建議しました。

1. 事例の概要及び当委員会の指導について

LNG 基地の第三者利用制度は、当該基地の利用を希望する者が、自ら調達した LNG を用いて、当該基地を保有するガス製造事業者に対し、都市ガスの製造委託を行う制度です。これは、ガス事業法に基づく制度として位置づけられており、同法第 89 条第 5 項の規定により、「正当な理由」がなければ、その LNG 基地の利用に係る第三者からの依頼を拒んではならないこととされています。

今般、当委員会において、以下の事例を把握し、ガス製造事業者に対し指導を実施しました。

<具体的な事例>

ガス製造事業者 A 社からスタートアップ卸^注を受けてガス小売事業を行っている B 社は、スタートアップ卸による調達分の全量を LNG 基地の第三者利用に切り替えることを希望し、数年前から A 社との間で交渉を実施してきました。

A 社は B 社の申込に対して、LNG タンクの貯蔵余力が不足していることを理由に、初年度のみ「一部条件付で可」、2 年目以降は「否」との回答をしました。B 社はこの回答に「正当な理由」がないと考え、当委員会事務局に相談しました。

これを受け、当委員会において調査を実施したところ、A 社は、B 社が基地の第三者利用を開始した後もスタートアップ卸を継続する前提で、貯蔵余力のシミュレーションを実施していたこと(※)が判明し、その結果、LNG の貯蔵余力が不足するとの判断に至っていたことが分かりました。

このため、当委員会は、A 社の B 社に対する回答について、「正当な理由」が未だ示されたとはいえないと判断し、A 社に対して報告徴収を実施する等、さらに調査を実施しました。その結果を踏まえ、当委員会において改めて検討した結果、A 社の対応について、以下のとおり判断しました。

- (1) ※に関する、当委員会に対する A 社の説明は、合理性がないとは言えず、「正当な理由」に該当しないとの評価には至らない。
- (2) ※以外にも、当委員会は、A 社による、① B 社の申込に対する回答の 1 か月間の延期、② B 社による LNG 返却に係る入船可能日を数日に限定した点、③ LNG 貸借

に係る料金設定について調査を実施したが、いずれも一定の合理性があると判断した。

- (3)他方で、B社にとっては、第三者利用の検討を行う上で極めて重要な情報であり、仮にB社が知ったとしてもA社の事業活動に支障を来すものではない情報について、A社は、B社から問われなかったことを理由に、B社に対して説明をしていなかったことが判明した。これにより、B社は基地利用に係る予見可能性を著しく損なわれることで、不当に交渉上困難な立場に置かれたと考えられる。

このため、当委員会は、A社に対し、ガスの適正な取引の確保を図るため、LNG基地の第三者利用に係る交渉において、その相手方に対し、誠実に対応するよう指導しました。

- (注)一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援する目的で、新たにガス事業を始める会社が、既存の大手ガス会社から都市ガスを安く仕入れられるようにする制度。

2. 「適正なガス取引についての指針」の改定の建議について

ガス事業法第178条第1項において、当委員会は、「ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」に業務改善勧告を実施できることとされています。その上で、「適正なガス取引についての指針」において、ガス事業の分野ごとに、「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を示し、その中で、当該業務改善勧告の対象となり得る行為を示しています。

今般の事例のように、ガス製造事業者が、直ちに自社の事業活動に支障を与える等の合理的な理由なく、基地の利用を希望する者に対し十分に説明を行わないことは、当該者の基地利用に係る予見可能性を著しく損ない、不当に交渉上困難な立場に置くことに繋がるおそれがあります。これは、明らかな意図が認められるなど悪質性が高い場合や、相手方に与える影響が重大である場合、口頭又は文書による指導では改善が期待できない場合等には、LNG基地の第三者利用に係る趣旨や政策目的を没却するおそれがあることから、ガスの適正な取引の確保を図るために、当委員会が実施する業務改善勧告の事由に該当し得ます。このため、こうした行為が業務改善勧告の対象となり得る旨を同指針に追記することについて、6月8日に開催した第608回電力・ガス取引監視等委員会において整理しました。

これを踏まえ、同委員会において、同指針の改定に係る建議について審議を行い、本日、別添のとおり、ガス事業法第180条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に建議しました。

3. 添付資料

「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について

<https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20260610001b.pdf>

※委員会資料はこちら。

https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/608_04_00.pdf

https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/608_04_01.pdf

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室長 石井

担当者 福本、渡邊

電話：03-3501-1511(内線:4387)